

育児休業認定の運用変更にかかるQ&A

No.	質問	回答
1	なぜ育児休業での継続利用を認めることにしたのですか。	昨今の社会情勢や入所希望者の動向、施設整備の状況を総合的に勘案し、生み育てやすい環境を整えることを目的として運用を見直すこととしました。
2	いつから育児休業での継続利用が認められますか。	令和7年5月利用分から継続利用が可能となります。
3	育児休業での継続利用をするにあたって条件はありますか。	保護者の産休・育休取得前の就労状況について、1ヶ月64時間以上労働することが常態であったことが条件となります。
4	両親ともに育児休業を取得する場合でも継続利用が認められますか。	継続利用できます。 ただし、両親ともに産休・育休取得前の就労状況について、1ヶ月64時間以上労働することが常態であったことが条件となります。
5	専業主婦で、妊娠・出産要件で保育利用している場合も継続利用の対象となりますか。	継続利用の対象となりません。
6	子どもの対象年齢は何歳からですか。	0歳児から5歳児までの、保育利用を開始している全てのお子さんが対象となります。なお、育児休業の対象となるお子さんは入所対象外となります。
7	育児休業要件での継続利用には、どのような手続きが必要ですか。	育児休業取得期間が分かる就労証明書の提出が必要となります。申請期間は妊娠・出産の認定期間が終了月の1日～10日までとなります。
8	当初に取得した育児休業期間が延長となった場合、在園期間を延長することは可能でしょうか。	可能です。認定期間が切れる前に、認定期間の変更申請をしてください。その際、延長した育児休業期間の就労証明書が必要です。
9	育児休業要件で利用する場合、保育時間はどうなりますか。	保育短時間での認定となります。
10	育児休業要件で保育施設利用中に、転園の申込みは可能ですか。	転園申込みも可能です。
11	令和6年度より前に妊娠出産要件で入所しましたが、育児休業取得時に退園となりました。現在も育児休業取得中ですが、いつから保育施設の利用申込みができますか。	令和7年5月利用分からの運用の見直しのため、質問のケースのように既に退園している場合については、復職のタイミングでの利用申込となります。
12	No.11の場合で、育児休業期間中に認可外保育施設を利用しているかどうかによって利用申込みに影響はありますか。	認可外保育施設の利用にかかわらず、保育施設への利用申込みは復職のタイミングとなります。保育施設に入所後、1ヶ月以内に復職することを条件に申込み可能です。

No.	質問	回答
13	今まで保育施設を利用していないが、育児休業を要件とした保育施設等への新規申込みはできますか。	育児休業を要件とした新規申込みはできません。復職のタイミングでの利用申込みとなります。ただし、育児休業期間中であっても疾病、看護など他の保育要件に該当する場合は申込み可能です。
14	現在、保育施設を利用している子どもについて、きょうだい児の育児休業の取得に伴い、退園させることができますか。	退園し、ご家庭での保育をしていただくことも可能です。
15	No.14のとおり育児休業取得に伴い退園した場合、次回の入所選考時に点数の加点はありますか。	きょうだい児の育児休業の取得に伴い、市内の保育施設を自主的に退所したお子さんについては、復職時に再度利用を希望する場合、点数の加点はありますが、入所をお約束するものではありません。
16	過去に保育施設の利用はありませんが、現在育児休業を取得しており、年度内に復職を予定しています。復職予定月よりも早い月から入所申込みすることは可能ですか。 (例:7月10日に復職予定で、5月1日入所を希望)	復職予定日の1ヶ月前からを利用希望日とすることが可能で、入所申込みは利用希望日の1ヶ月前からとなります。 (例の場合、5月10日から申込み可能で、6月10日から入所可能)
17	育児休業要件で保育施設を利用していますが、育児休業を取得している事業所を退職した場合はどうなりますか。	退園となります。 ただし、その保護者が他の要件(疾病、看護等)に該当する場合は、要件変更の上、継続して利用していただけます。
18	育児休業での継続の適用開始はなぜ令和7年5月からなのでしょうか。	令和7年4月1日の年度当初からの入所選考は、既に終了していること、また、保護者への周知等の準備期間を考慮した際に最短で実施できる時期として、令和7年5月から実施することとしました。